岐阜県森林整備業務業者選定要領の運用基準

岐阜県森林整備業務業者選定要領の運用については、次に掲げる事項に留意すること。

1 選定事業体の範囲について

- (1) 岐阜県森林整備業務入札参加資格者名簿に登載されている事業体のうちから選定するものとする。
- (2) 次に該当する事業体は、選定しないものとする。
- ① 森林整備業務に関して、岐阜県森林整備業務請負契約に係る入札参加資格 停止等措置要領(以下「措置要領」という。)の第2に規定する措置要件の 一に該当する事業体。
- ② 措置要領に基づき資格停止又は取消の措置がとられた事業体。
- (3) 次のいずれかに該当する事業体は、当該事項が改善されるまでの間は選定しないものとする。
- ① 県発注工事の請負契約に関し、請負契約の履行が不誠実又は下請けとの契約関係が不適切等から請負者として不適当と認められる場合。
- ② 過去2会計年度内において労働基準監督署から労働安全衛生法に基づく使用停止命令、変更命令(第98条)又は作業停止命令(第99条)を受けた事業体であって、労働基準監督署からの解除通知がなされていない場合。
- ③ 過去2会計年度内に安全管理の措置が不適切なことによる死亡災害(事故)が3件以上発生した事業体であって、発生の日から1年間経過していない場合。
- ④ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があ り、経営状態が著しく不健全である場合。

2 社会保険等への加入状況について

社会保険等などの加入状況については、やむを得ない場合を除き次のとおり取り扱うこととする。

- ① 労働災害保険(中小企業の役員を対象とする特別加入制度等を含む)に全ての技術職員が加入しているかどうかを勘案すること。
- ② 雇用保険、健康保険、年金制度に全ての技術職員が加入しているかどうかを勘案すること。但し、適用除外者は除く。
- ① 退職金制度に全ての技術職員が加入しているかどうかを勘案すること。但 し、適用除外者は除く。

3 事業体の施工能力について

選定要領3の(2)に規定する事業体の手持ち業務については、指名に先立ち 事業体から報告を受けるなどして把握するものとする。

4 雇用状況について

臨時雇用による雇用機会の創出などの雇用促進対策を実施しているかどうかを 勘案すること。

附 目

この基準は、平成14年3月15日から適用する。

附 則

この基準は、平成20年4月 1日から適用する。